

健康くさつ21(第2次)
計画期間:平成25年度～平成34年度

【基本理念】誰もが健康で長生きできるまち草津
～健康寿命の延伸と健康格差の縮小～

健康くさつ21(第2次)中間評価
計画期間:平成25年度～平成35年度

【基本目標】
健康寿命の延伸
(65歳の平均自立期間の延伸)
策定時(平成23年度):19.43年
目標値(平成28年度):19.71年

【基本目標】
健康寿命の延伸
(0歳の平均自立期間の延伸)
中間評価 : 男81.64年
(平成27年度)女84.13年
改定目標 : 男83.48年
(平成35年度)女84.61年

基本的な方向 1 生活習慣の改善

- 施策分野(1) 栄養・食生活
- 施策分野(2) 身体活動・運動
- 施策分野(3) 休養
- 施策分野(4) 飲酒
- 施策分野(5) 喫煙
- 施策分野(6) 歯・口腔の健康

基本的な方向2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

- 施策分野(1) がん
- 施策分野(2) 循環器疾患・糖尿病

基本的な方向3 社会生活を営むための心身機能の維持・向上

- 施策分野(1) こころの健康
- 施策分野(2) 次世代の健康
- 施策分野(3) 高齢者の健康

基本的な方向4 健康を支え守るための地域の絆による社会づくり

- 施策分野(1) 健康づくりに取り組む人とチームを増やす

- 重点施策1**
糖尿病の発症予防と重症化予防の推進
- 重点施策2**
世代に応じた切れ目のない健康づくり
- 重点施策3**
地域社会の中での健康づくりの気運の盛り上げ

- 基本的な方向の評価**
- がん検診受診率のさらなる向上が必要である。
 - 生活習慣病の発症予防・重症化予防と糖尿病の発症予防と重症化予防に向けて糖尿病対策ガイドラインの策定や健診実施機関である健康保険組合などと連携し、**働く世代の健康づくり**の取り組みを強化する必要がある。
 - 世代に応じた切れ目のない健康づくりを推進するため、個人だけでなく、学校、企業、地域の集まりの場など各所属団体等とのさらなる連携を進める必要がある。
 - 子どもの頃から健全な生活習慣の確立**に向けて、子どもたちの親の世代、**働く世代の健康づくり**と切れ目のない相談支援を行う草津市版ネッポウ等を推進が重要である。
 - 自殺者数の減少を目指すために、今後も関係機関等と連携した取り組みを続ける必要がある。また、平成30年度には自殺対策行動計画を見直す必要がある。
 - 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域や関係機関との連携や取り組みを進める必要がある。
 - 栄養・食生活について、第3次草津市食育推進計画を策定し、個人の健康づくりへの働きかけを行う必要がある。
 - 生産者や流通業者・飲食業者と連携し、適切な食習慣の実践に向けた働きかけと環境づくりが必要である。
 - 一人ひとりが生活習慣の改善に取り組む必要があり、個人の生活習慣の改善には、**子どもの頃から健全な生活習慣の確立**に向けた取り組みが重要である。
 - 運動を始める動機づけ、禁煙をしたい人が禁煙するための支援、う歯・歯周病予防の取り組みに向けた環境づくりなどが必要である。
 - 健康づくりを支えるサポーターやチーム、事業所が活動できる場づくりが必要である。
 - 各まちづくり協議会の健幸宣言の実現に向けた**地域で取り組む健康づくり**の推進が必要。
 - 地域の特性にあわせた健康づくりの取り組みが進めるため、地域の健康に関するデータ分析や情報提供を行い、健康づくりのきっかけづくりを行う必要がある。
 - 企業、団体、大学等との多種多様な協働による健康づくり**の推進が必要である。

- 重点施策の評価**
- 糖尿病対策ガイドラインに基づき、健康増進・発症予防、早期発見・早期対応、適正治療・重症化予防を柱に**糖尿病の発症予防と重症化予防の推進**を重点的に取り組んだ。
 - 糖尿病予防のキャッチフレーズを活用した啓発や、健診未受診者への受診勧奨などにより、成果指標の特定健診受診率や特定保健指導実施率が向上した。
 - 受診率向上に向け、「草津市国民健康保険保健事業計画」と整合性を図る必要がある。
 - 適正治療や重症化予防に向けた取り組みも強化する必要がある。
 - 子どもの生活習慣病予防についての取り組みも必要である。
 - 子どもの頃から生活習慣病予防を推進するため、食育料理教室やスポーツする環境づくりなど、地域、保育所、学校等で健康づくりを進めた。
 - 子どもから高齢期までライフステージごとの健康課題に応じた取り組みを進めた。
 - 子どもの頃から健全な生活習慣**を身につけるため、各関係団体と連携した取組みを進める必要がある。
 - 子ども自らが健康づくりをすすめていける取り組みや仕組みも必要である。
 - 健康づくりに主体的に取り組むきっかけづくりとして健幸ポイント制度を開始した。
 - 一人ひとりだけでなく、**地域で取り組む健康づくり**をすすめる。⇒まちづくり協議会が中心となって、健康のまち草津モデル事業を実施した。
 - 各まちづくり協議会で「健幸宣言」を、市で「健幸都市宣言」を行った。
 - 健幸都市宣言に賛同した企業や団体、大学等において、健康づくりの取り組みや啓発を推進し、企業からの提案による連携した健康づくりの取り組みを始めている。
 - 企業や団体、大学等との多種多様な協働による健康づくり**の取り組みや仕組みを作る必要がある。
 - 地域の特性を踏まえて、地域全体で健康のまちづくりを進めていくことが必要である。

基本的な方向1～4および重点施策について評価指標や事業内容の中間評価を行った結果、基本的な方向1～4については、今後も継続が必要であり、当初計画を継続する。
3つの重点施策については、中間評価の中でさらに取り組むべき事項として下記の施策5つに見直しを行った。

重点的に見ていく評価指標

- 重点施策1**
糖尿病の発症予防と重症化予防の推進
→ 糖尿病有病者の増加抑制
- 重点施策2**
子どもの頃から健全な生活習慣の確立
→ 朝食を食べない子どもの減少
- 重点施策3**
働く世代の健康づくり
→ 運動習慣者の増加
- 重点施策4**
地域で取り組む健康づくり
→ 健康推進員の増加
- 重点施策5**
企業、団体、大学等との多種多様な協働による健康づくり
→ 食品中の食塩や脂肪低減に取り組む飲食店の増加